

中国事業再生研究委員会 第10回公開会員解説会

『中国からの撤退の実務—撤退の事例と強制解散・清算制度を中心に』のご案内

主催： 事業再生研究機構 中国事業再生研究委員会

後援： 東京弁護士会倒産法部会、第一東京弁護士会総合法律研究所倒産法研究部会  
第二東京弁護士会倒産法研究会

事業再生研究機構（Japanese Association for Business Recovery、代表理事伊藤眞、同須藤英章）の、中国事業再生研究委員会（顧問高木新二郎、委員長池田靖、副委員長三好康之、同福岡真之介、事務局小田切豪）は、中華人民共和国（以下「中国」といいます）の事業再生の法制と運用の現状を深く理解し、この理解を日本の実務家に広く滲透させること、及び日本の事業再生の実績を踏まえて、中国の事業再生の発展に寄与することを目的としております。

中国事業再生研究委員会は、この度、東京三弁護士会の倒産法部会の後援を得て、第10回の公開会員解説会を開催することといたしました。

皆様におかれましては、奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。なお、会場の都合上、定員100名に達し次第、申込みを締め切らせて頂きますので、ご了承下さい。

**日時**： 平成25年5月29日(水) 午後6時～午後8時30分

**会場**： 株式会社商事法務 3階会議室 (<http://www.shojihomu.co.jp/images/stories/pdf/map.pdf>)  
(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア)

**内容**： テーマ『中国からの撤退の実務—撤退の事例と強制解散・清算制度を中心に』  
(野村高志氏、張翠萍氏および福岡真之介氏による講演)(約2時間)

中国に進出している日本企業は22,790社に上る(2011年末時点)と言われてはいますが、近年、中国市場の成熟化や賃金上昇によるコスト増などによって、中国での事業の再編が必要なケースや、撤退するケースも増加しています。また、尖閣諸島問題や大気汚染の深刻化も中国ビジネスの先行きの不透明感の要因となっています。

中国における再編・清算・撤退は、日本と比較すると、費用・時間面で大きなコストがかかり、スムーズな実現には困難が伴います。そこで、本セミナーでは、中国に子会社・関連会社を有する企業が、将来に再編・清算・撤退する場合も見据えて、スムーズな撤退のために留意すべき点について、清算の準備段階で行うべき社内調査や、実務上も注目されている強制解散・清算の手続の紹介を中心に、実際の撤退案件の事例を交えながら解説いたします。

(講師) 野村高志氏、福岡真之介氏(弁護士)、張翠萍氏、(中国律師、外国法事務弁護士)  
西村あさひ法律事務所

**受講料**： 金3,000円(当日会場受付にてお支払い下さい)

**申込方法**： 下記に必要事項をご記入の上、メールかファックスにて事務局までご送信下さい。

事業再生研究機構事務局 行 [jabr@shojihomu.co.jp](mailto:jabr@shojihomu.co.jp) (fax 03-3664-8843)

平成25年5月29日(水) 午後6時からの講演会の出席を申込みます。

(ふりがな)

事業再生研究機構会員 (個人・賛助)

お名前 \_\_\_\_\_

一般 (会員外)

ご所属 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_